

6 愛知県私立高等学校等学び直し支援事業費補助金交付要綱

(通 則)

第1条 愛知県私立高等学校等学び直し支援事業費補助金（以下「補助金」という。）は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法律」という。）第2条に規定する高等学校等（以下「高等学校等」という。）のうち、私立の高等学校等（以下「私立学校」という。）に在籍する生徒の就学に係る保護者等（法律第3条第2項第3号に規定する「保護者等」をいう。以下、同じ。）の負担の軽減を図るため、愛知県内に私立学校を設置する者（以下「設置者」という。）の行う学び直し支援事業（以下「支援事業」という。）の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において、設置者に交付するものとし、その交付に関しては、文部科学省が定める高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱及び愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助の対象となる事業)

第2条 支援事業は、設置者が県内に設置する私立学校に在籍する生徒のうち、次条に規定する者（以下「対象生徒」という。）に対して、その授業料の一部を軽減する事業とする。

(対象生徒の要件)

第3条 支援事業の対象生徒は、次の各号の要件全てに該当する者とする。

- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者
- (3) 法律第3条第2項第2号に該当する者
- (4) 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した者（高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）に係る新制度の対象であった者（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正後の法律第5条に規定する就学支援金の受給権者であった者又は同法律第3条第2項第3号に該当することにより就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者（同号に該当することを予測し、就学支援金の受給資格の認定を申請しなかった者を含む。）をいう。）に限る。）
- (5) 高等学校等を退学したことのある者
- (6) 国の学び直しへの支援に係る高等学校等修学支援事業費補助金の補助要件を満たし、各都道府県が行う学び直し支援事業に係る補助金（以下「学び直し支援金」という。）を通算して12月以上受けていない者、ただし、高等学校（定時制・通信制）及び専修学校高等課程（夜間等・通信制）については、学び直し支援金を通算して24月以上受けていない者
- (7) 次のいずれかに該当する者
 - ア 保護者等の所得が別表第1に掲げる所得基準のいずれかに該当する者

イ 保護者等が長期療養、り災、転退職その他特別な事情による家計急変により、授業料の負担が困難となった者で、家計急変の発生後の推計所得が別表第1の加算分の項の所得基準に該当する者

(8) 単位制高等学校等に入学した者である場合は、当該単位制高等学校等の卒業に必要な単位として当該単位制高等学校等から認定を受けた単位数、当該単位制高等学校等における就学支援金の支給対象単位数及び学び直し支援金の支給対象単位数の合計が74単位を超えない者

2 前項第3号の規定は、法律第3条第2項第2号に該当しない者であって、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者については適用しない。

（補助金の額）

第4条 対象生徒1人1か月あたりの補助額は、別表第2に掲げる区分ごとの軽減額で設置者が授業料を軽減する額とする。

（補助金の支給期間）

第5条 補助金の算定対象となる支給期間は、最大で12月とし、対象となる生徒がその初日において在学していた月を一月として算定するものとする。ただし、高等学校（定時制・通信制）及び専修学校高等課程（夜間等・通信制）については、最大で24月とする。

2 前項の規定による支給期間は、対象生徒が休学をする場合、補助金の支給停止を申し出れば、当該申出の日の属する月の翌月分（月の初日の場合は当月分）から、復学をして支給再開を申し出た日の属する月まで補助金の支給を停止することができ、当該休学期間は、前項の支給期間に算入しない。

3 第1項の規定による支給期間は、第3条第7号に該当しないことにより、受給資格の認定を受けない期間もしくは、同号に該当しないことを予測し、受給資格の認定を受けない期間についても算入するものとする。

（対象生徒の要件の確認）

第6条 設置者は、対象生徒が要件に該当するかどうかを確認するため、次に掲げる書類を提出させ、これを審査しなければならない。ただし、第1号及び第2号はいずれかの提出により審査することができる。

(1) 保護者等の個人番号情報を記載した書類（以下「個人番号書類」という。）

(2) 市町村長が発行する保護者等の課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除額の証明書（以下「所得証明書」という。）。ただし、別に定める所得証明書によらない場合は、その事由により必要な書類。

(3) 家計急変が発生したことを証する書類及び家計急変後の収入状況を証する書類（第3条第1項第7号イに該当する場合に限る。）

(4) その他補助金の交付に関し、知事が必要と認めた書類

(個人番号情報の取扱い)

第7条 申請者から提出された個人番号情報の取扱いについては、高等学校等就学支援金等に関する事務等における特定個人情報の取扱要領に定める。

(交付の申請)

第8条 規則第3条に規定する申請書及び添付書類は、次の各号に掲げるものとし、その提出部数は各1部とする。

- (1) 愛知県私立高等学校等学び直し支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 愛知県私立高等学校等学び直し支援事業費補助金交付申請額内訳(様式第2号)
- (3) 学び直し支援事業実施要領
- (4) その他補助金の交付に関し、知事が必要と認めた書類

2 前項の規定による申請書の提出期日は、別に定める。

(申請の取下げ)

第9条 規則第7条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定を受けた日から15日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の実施期間)

第10条 補助金の交付の決定に係る事業(以下「補助事業」という。)の実施期間は、当年度中(4月1日から翌年3月31日まで)とする。

(交付の変更)

第11条 補助事業を行う設置者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更交付申請書(様式第3号)に変更交付申請額内訳(様式第4号)を添えて知事に提出し、その承認を得なければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更をきたさない場合における次の各号に定める変更については、この限りではない。

- (1) 補助目的達成のための弾力的運用に伴う事業内容の変更
- (2) 補助目的を損なわない事業計画の細部の変更

2 知事は、前項の規定に基づく承認をする場合において、必要に応じて、交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことがある。

(補助事業の中止又は廃止)

第12条 補助事業者は、補助事業を中止し又は廃止しようとする場合は、知事の承認を得なければならない。

(補助事業の実施方法)

第13条 補助事業者は、補助事業計画に基づき、対象生徒に対し、補助額に達するまで授業料を軽減しなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、既に納入させている授業料を還付によることができる。

2 補助事業者は、対象生徒に対し、授業料を軽減したときは、保護者等からこれを証する書類を徴するものとする。

(事業遅延の届出)

第14条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合はその理由、又は補助事業の遂行が困難となった場合はその理由及び遂行状況を記載した書類1部を知事に提出して、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第15条 規則第13条に規定する実績報告書及び添付書類は、次に掲げるものとし、提出部数は正副2部とする。

愛知県私立高等学校等学び直し支援事業費補助金実績報告書(様式第5号)

2 前項に定める実績報告書の提出期限は、補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。)した日から起算して20日を経過した日、又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までとする。

(補助金の支払)

第16条 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、知事が特別の理由があると認めた場合は、補助金の全部又は一部を概算払により交付することがある。

(交付決定の取消等)

第17条 知事は、規則第16条に規定するもののほか、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助金の運用又は補助事業の執行方法が不相当と認められるとき
- (2) 補助事業を中止し、若しくは廃止したとき

(秘密の保持)

第18条 補助事業者は、補助事業を実施するにあたり、対象生徒及び保護者等について知り得た事実をみだりに他に漏らしてはならない。

(実施細則)

第19条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する

附 則

- 1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、令和4年7月分以降の月分の支給について適用し、同年6月分以前の月分の支給については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月17日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表第1（第3条関係）

区分	所得基準
加 算 分	課税所得額（課税標準額）に100分の6を乗じた額から、市町村民税の調整控除額（政令指定都市は当該額の4分の3を乗じた額）を控除した額（以下、「算定基準額」という。）が154,500円未満の世帯
一 律 分	算定基準額が154,500円以上の世帯

ただし、対象生徒が補助金対象となる月の属する年度（当該月が4月から6月までの月であるときは、その前年度。以下「補助金支給年度」という。）の前年度の12月31日において保護者等の地方税法第292条第1項第9号に規定する扶養親族である場合において、当該対象生徒が補助金支給年度の前年度の1月1日から3月31日までの間に19歳に達した者であるときは、課税標準額から12万円を控除する。

別表第 2（第 4 条関係）

区 分	1 人当たり補助額	
	定額授業料の場合	単位制授業料の場合
別表第 1 の所得基準の区分 「加 算 分」	2 4, 7 5 0 円/月	1 2, 0 3 0 円/単位
別表第 1 の所得基準の区分 「一 律 分」	9, 9 0 0 円/月	4, 8 1 2 円/単位

ただし、授業料がそれぞれの区分の補助額を下回る場合は、授業料を限度として補助する。

単位制授業料の場合は、通算 74 単位、年間 30 単位を支給対象単位数の上限とする。

愛知県私立高等学校等学び直し支援事業費補助金交付要綱実施細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、愛知県私立高等学校等学び直し支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の実施に関する事項を定めるものとする。

(対象生徒の取扱い)

第2条 要綱第3条の対象生徒の要件については、次によるものとする。

- (1) 専攻科及び別科の生徒や聴講生、科目履修生は対象としない。
- (2) 私立学校が独自に行っている授業料の免除（返還を要しない奨学金を含む。）を受けており、授業料債権そのものが減額又は消滅している生徒は対象としない。ただし、授業料の一部が免除されている生徒については、免除された授業料の金額を除き、対象とする。
- (3) 同時に2校以上の高等学校等に在学している生徒については、当該生徒の選択により、いずれか1校の授業料に対する補助金を支給する。
- (4) 日本国内に住所を有していれば、外国籍の者であっても対象とする。
- (5) 海外からの留学生についても、対象となる。ただし、国費留学生や交換留学生等で、授業料の支払いが免除されている者は、対象としない。
- (6) 日本の高等学校等に在籍しながら海外に留学している者や海外から日本の広域通信制高校等の授業を受けている者についても、住民票を元の住所に維持するなど、日本国内に住所を有していると認められる場合は、対象とする。
- (7) 交換留学生規定などにに基づき、留学先の現地校ではなく、在籍する日本の高等学校等に授業料を支払っており、留学先の現地校での学習が卒業に必要な単位に換算されるような場合は、対象とする。
- (8) 定時制や通信制等の併修先であって補助金の支給を受ける高等学校等でない他の高等学校等において授業を受ける場合や高等学校等以外の学校（大学、専門学校、就学支援金制度の対象となっていない専修学校一般課程など）において授業を受ける場合であっても、補助金の支給を受ける高等学校等に当該授業に係る授業料を支払っており、また併修先等での学習が卒業に必要な単位に換算されるような場合は、対象とする。
ただし、補助金の支給を受ける高等学校等に授業料を支払わない場合は、卒業に必要な単位に換算される場合は、対象としない。
- (9) 要綱第3条第1項第7号イの対象となる家計急変理由は、「高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の取扱いについて（平成26年4月1日付け文部科学省初等中等教育局長通知。以下「取扱通知」という。）」において対象とするものとする。

(保護者の所得を証明する書類が提出することができない場合の取扱い)

第3条 要綱第6条の対象生徒の要件の確認については、保護者である両親に共に所得がある場合には、両親の課税所得額（課税標準額）に100分の6を乗じた額から、市町村民税

の調整控除額（政令指定都市は当該額の4分の3を乗じた額）を控除した額（以下、「算定基準額」という。）をもって判断する。対象生徒が補助金対象となる月の属する年度（当該月が4月から6月までの月であるときは、その前年度。以下「補助金支給年度」という。）の前年度の12月31日において保護者の地方税法第292条第1項第9号に規定する扶養親族である場合において、当該対象生徒が補助金支給年度の前年度の1月1日から3月31日までの間に19歳に達した者であるときは、課税標準額から12万円を控除する。ただし、ドメスティックバイオレンス（DV）や児童虐待など、就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる保護者の場合には、当該事情を明らかにした上で、もう一方の保護者又は本人の所得のみにより判断することができる。

- 2 保護者が両親でない者の場合には、当該保護者の算定基準額をもって判断する。ただし児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の2第1項、同条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長、同法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長、法人である未成年後見人又は民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人が保護者である場合には、生徒本人の所得により判断し、生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にはその者の所得により判断する。
- 3 生徒が里親に養育されている場合や小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）において養育を受ける場合には、生徒本人の所得により判断する。ただし、親権者（生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる者を除く）がいる場合又は里親が未成年後見人（扶養義務のある者に限る）に選任されている場合は、当該親権者又は里親の所得により判断する。
- 4 生徒（未成年である者に限る）が税の申告を行っていないため当該生徒の課税証明書等が提出できない場合は、当該生徒の市町村民税所得割が非課税であることが明らかであることを確認した上で、設置者は課税証明書等の添付を要しないこととすることができる。

（対象生徒の要件の確認の取扱い）

第4条 要綱第6条第1号に規定する個人番号書類及び第2号に規定する所得証明書は、愛知県私立高等学校等就学支援金補助金及び愛知県私立学校授業料軽減補助金に用いるものを使用することができる。

- 2 要綱第6条第1号に規定する個人番号書類及び第2号に規定する所得証明書を提出する保護者等の全員又は一部が、県民税及び市町村民税の賦課期日（1月1日）に日本国内に在住しておらず、所得割額が確認できない場合は、次のとおりとする。
 - (1) 保護者等の全員が該当する場合は、要綱第3条に掲げる別表第1の区分の一律分とする。
 - (2) 保護者等の一部が該当する場合は、日本国内に在住している保護者等のみの算定基準額が154,500円以上であれば、要綱第3条に掲げる別表第1の区分の一律分とする。
- 3 要綱第6条第1号に規定する個人番号書類及び第2号に規定する所得証明書を提出する保護者等が、年度の途中で婚姻もしくはその解消、受給権者が成年に達した等により保護

者等に変更がある場合には、速やかに要綱第 6 条に規定する書類を提出させなければならない。

保護者等の変更により、所得基準に該当しないことにより補助額が減額される場合は、保護者の変更の事由が生じた日の属する月の翌月分（当該事由の生じた日が月の初日の場合は当月分）から補助額を変更する。

また、保護者等の変更により、補助額が増額されるときは、要綱第 6 条に規定する書類の提出があった日の属する月の翌月分（提出があった日が月の初日の場合は当月分）から補助額を変更する。

なお、保護者（親権者）が再婚した場合であっても、再婚相手が生徒と養子縁組等を行わないことにより、生徒の親権者とならない場合は、この限りではない。

- 4 要綱第 6 条第 1 号に規定する個人番号書類及び第 2 号に規定する所得証明書を提出する保護者の税の更正又は決定があり、課税額に変更が生じた場合は、速やかに変更後の要綱第 6 条に規定する書類を提出させなければならない。この場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 所得税法に係る更正又は決定により、所得割額がそれぞれの所得基準額を超える又は所得割額を課されるに至った場合は、当該更正又は決定の原因が生徒・保護者の側にあるか否にかかわらず、所得基準に該当していなかった月分の補助額を全額返還しなければならない。なお、生徒が既に高等学校等を卒業した場合においても同様とする。

(2) 所得基準に該当していなかった者について、生徒・保護者等によらない原因により所得税に係る更正があったことにより、補助額が増額する場合は、やむを得ない理由がやんだ後（更正通知書を受け取った日の翌日から原則 15 日以内に）、要綱第 6 条に規定する書類を提出した場合には、更正後の算定基準額によって要件を満たしていた月分の補助を行うことができる。

- 5 要綱第 6 条第 2 号ただし書きに定める所得証明書によらない場合及び必要書類とは、次に掲げるものをいう。

生活保護

生活保護を受けていることを証する書類（社会福祉事務所長が発行する証明書又は市町村長が発行する生活保護に基づく非課税証明書）

- 6 要綱第 6 条第 3 号に定める書類は、家計急変理由又は所得の種類ごとに取扱通知に定める書類とする。

- 7 要綱第 6 条第 4 号に定める書類とは、次に掲げるものをいう。

高等学校等学び直し支援金受給資格認定申請書及び収入状況届出書（様式 1）

ただし、過去に学び直し支援金を受給したことがある生徒については、受給資格消滅通知等により過去の支給実績を確認すること。

（事業実施上の取扱い）

第 5 条 事業を実施する上での取扱いは、次の各項のとおりとする。

- 1 授業料について月額以外の定め方がされている場合は、年間授業料を 12 で除した額を

1 か月当たりの授業料とする。

- 2 対象生徒が休学に伴い、要綱第5条第2項に規定する支給停止を希望する場合、設置者は、次に掲げる書類を提出させ、これを審査すること。

高等学校等学び直し支援金の支給停止申出書（様式20）

- 3 前項の規定する対象生徒が、入学と同時に休学するなど、高等学校等学び直し支援金受給資格認定申請書（様式1）と同時に高等学校等学び直し支援金の支給停止申出書（様式20）を提出した場合、当該月分から支給を停止することとする。

- 4 対象生徒が復学等に伴い、要綱第5条第2項に規定する支給再開をする場合、設置者は、次に掲げる書類を提出させ、これを審査すること。ただし、復学日の属する月までに次に掲げる書類の提出がない場合は、その翌月分（復学日が月の初日である場合は当月分）から補助金の支給を差し止める。

高等学校等学び直し支援金の支給再開申出書（様式24）

- 5 前項の規定する対象生徒が、復学前であっても支給再開の申出を行うことはできるが、休学期間中に授業料が生じていれば、前項の規定に定める申出書の提出があった日の属する月の翌月分（月の初日の場合は当月分）から補助金の支給を受けることができることとする。

- 6 要綱第6条第2号及び第4条第6項第1号に定める書類について、設置者に到達した日が属する月（月の初日に在学していない場合は翌月）の分から支給する。

なお、やむを得ない理由により、第4条第6項第1号に定める書類を提出できない場合に、その理由がやんだ後15日以内に申請を行った場合には、当該理由により申請できなくなった日を申請日とみなして支給を受けることができることとする。

また、「やむを得ない理由」とは、災害への被災や長期にわたる病欠又は保護者等の仕事の都合（長期にわたる海外出張等の真にやむを得ない場合に限る。）など本人の責めに帰さない場合のみとする。

- 7 要綱第6条第2号及び第4条第6項第1号に定める書類について、受給権者から設置者の定める日までにやむを得ない理由なく、第4条第6項第1号に定める書類を提出されなかった場合は、7月から翌年6月まで補助金の支給を差し止める。

なお、支払の一時差止め期間中に、保護者等の変更があった場合も第4条第3項と同様とする。また、「やむを得ない理由」については、前項と同様とする。

- 8 設置者は、対象生徒が退学及び転学等により、受給権が消滅した場合には、受給資格消滅通知（様式8）を作成し、県へ提出する。また、設置者は、受給資格消滅通知（様式12）を作成し、生徒に配布（生徒が死亡した場合は除く）すること。

また、要綱第3条の所得基準に該当せず、受給権者でない者（所得制限に該当することを見越して認定申請していない者を含む。）が退学及び転学等をする場合は、退学者一覧（様式52）を作成し、県へ提出する。また、設置者は、支給実績通知（様式54）を作成し、生徒に配布（生徒が死亡した場合は除く）すること。

- 9 交付要綱第13条第1項による授業料の軽減を還付の方法による場合は、原則として口座振込によるものとし、その際、交付要綱第13条第2項に定める書類は、口座振込に係

る振込明細書等をもって替えることができるものとする。

10 授業料未納者の取扱いについては、次のとおりとする。

ア 納入されるべき授業料を減額している場合

年度末において、設置者が納入されるべき授業料と授業料軽減額との差を未収金として処理しているときは、補助事業の対象として差し支えない。ただし、授業料軽減証書（別記様式）を徴すること。

イ 納入された授業料を還付している場合

授業料未納月は、補助事業の対象とならない。

附 則

- 1 この実施細則は、平成26年度から適用する。
- 2 平成26年度については、第5条第6項に定める書類の提出期限を別に定める。

附 則

この実施細則は、平成29年度から施行する。

附 則

この実施細則は、平成30年度から施行する。

附 則

この実施細則は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この実施細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この実施細則は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この実施細則は、令和4年7月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条の規定は、令和4年7月分以降の月分の支給について適用し、同年6月分以前の月分の支給については、なお従前の例による。

附 則

この実施細則は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この実施細則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この実施細則は、令和7年7月17日から施行し、令和7年4月1日から適用する。